

利用等規則案についての委員の御意見等を踏まえた修正等

番号	施設名	委員の御意見等	規則案の修正その他の対応
1	東北大学 学術資源 研究公開 センター 史料館公 文書室	【第 28 条】 「公文書室の利用時間は午前 10 時から午後 0 時および午後 1 時から 5 時までとする」としているが、今後の体制整備等により、昼休みにおいても利用できるよう努力されたい。	公文書室の昼休みにおける利用について現在の体制で実施することは困難であるが、公文書室の利用状況や利用者の要望等も考慮しながら今後検討を進め、適切な対応に努めたい。
2	名古屋大学 大学文 書資料室	【第 3 節及び第 27 条】 当該“節”及び“条”の見出し、第 27 条中の条文中に「移管元行政機関等」の文言があるが、名古屋大学の法人文書しか移管を受けないことから、適切に修正されたい。	「移管元行政機関等」を「移管元部局等」とするなど、ご指摘いただいた趣旨に沿って、修正を行う。
3	京都大学 大学文書 館	【第 9】 「ただし、法第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当する場合を除く」は、ガイドラインどおりに全て書き下すべきではないか。	ガイドラインの内容を踏まえ、修正した。
4	京都大学 大学文書 館	【第 24】 「原則として貸出しを行わない」は、広く国民の利用に供する観点から改めるべき。ガイドラインどおりに修正できないか。	ガイドラインの内容を踏まえ、修正した。
5	京都大学 大学文書 館	【第 28】 「廃棄するものとする」でいいのか。(原案では「廃棄することができる」となっています。)	ご意見のとおり、修正した。
6	神戸大学 附属図書 館大学文 書史料室	【第 30 条】 室の職員に研修を受けさせることのみを規定しているが、室は研修を実施する主体でもあり、ガイドラインどおりの規定が	ご指摘のとおり、室は研修を実施する主体でもあること及び研修計画は必須であることを踏まえて、ガイドラインどおりの

		必要ではないか。特に研修計画は必須ではないか。	規定に修正します。
7	広島大学 文書館	<p>【別表(第19条関係)】</p> <p>別表(第19条関係)の実施手数料において、文書又は図画については、一定金額に基本料金として、撮影は5000円、スキャン2000円が加算されることになっています。</p> <p>公文書管理法20条2項によれば、写しの交付についての手数料は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とすることとされています。上記基本料金の加算は、他の大学と比較すると、独自のものであって、これに基づく手数料もかなり高額になることが予想されます。この点について、広島大学において、特有の、実費算出根拠があれば、示していただきたい。</p> <p>また、その根拠がないか、あっても合理的でないときは、基本料金の加算は、ご再考願えないでしょうか。</p>	<p>料金表 について、以下のとおり見直しを行いました。</p> <p>基本料金(撮影5,000円、スキャン2,000円)の廃止。</p> <p>手数料 について、実費の範囲内で出来るだけ利用しやすい額に改定。</p>
8	広島大学 文書館	<p>【第20条】</p> <p>手数料の納入方法を「文書館の指定する銀行口座へ振り込む方法」に限定しているが、窓口において直接現金を納入する方法も認めるべきではないか。(他の指定候補施設では認められている。)</p>	文書館に直接納入する方法及び現金書留で送付する方法を追加しました
9	広島大学 文書館	<p>【第23条】</p> <p>「特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない」と限定しているが、特定歴史公文書等以外のものも展示することなので、ガイドラインどおりに「歴史公文書等」と修正できないか。</p>	「歴史公文書等」に修正しました。
10	九州大学 大学文書	<p>【29条】</p> <p>「廃棄するものとする」でいいのか。(原</p>	本館においては、内閣総理大臣へ協議

	館	案では「廃棄することができる」となっています。)	<p>し、同意を得た特定歴史公文書等については全て廃棄する予定であるため、「できる」規定ではなく、「廃棄する」と規定としている。</p> <p>従って、大臣への協議にあたっては、当該文書について廃棄とすべきか否かについても慎重に検討した上で行う予定である。</p>
--	---	--------------------------	--